

高等学校等就学支援金の受給を希望する方へ

令和5年7月分以降を受給するためには、 e-Shienにおける オンライン申請が必要です!!

対象となる方

- 01 e-Shien上で就学支援金の申請をすでに行い認定された方で、令和5年7月分以降も**継続**して受給を希望する方
- 02 これまで申請しなかった、又は申請したが不認定になった方で、令和5年7月分より**新たに**申請する方

時期

令和5年7月頃～

※継続受給の場合、手続きが可能となるタイミングには、審査の進捗状況により個人差があります。
ご自身でe-Shienにログインし、手続きができるかどうか確認してください。

申請マニュアル



申請者向けマニュアル
制度のご案内はこちら

東京都 私立 就学支援金 🔍 検索

4月に一度申請したのに、また申請が必要なの？

通年で受給するには、**年2回申請が必要**※です!!

※全学年が年2回申請が必要なのは、今年度のみです。
来年度以降は、その前の年度に申請を行ってある場合等は、年に1回、7月頃に継続受給の申請を行う必要があります。

就学支援金は、保護者等の住民税の課税情報をもとに収入状況の審査を行います。毎年7月に審査に用いる住民税の課税年度が切り替わることから、7月頃に「**継続意向登録**」と「**収入状況届出**」という、**継続**受給のための手続きが必要です。

e-Shienログイン画面



「継続意向登録」のボタンが押せる方は手続きが可能です。押せない方は、令和5年4月から6月分の審査が進行中です。7月中下旬以降に再度ログインして申請できるかを確認してください。

継続届出	就学支援金の継続
申請	高等学校等就学支援金の受給継続意向を登録します。
継続意向登録	高等学校等就学支援金の受給継続のため、現在の保護者等の収入状況を届け出ます。
収入状況届出	高等学校等就学支援金の受給継続のため、現在の保護者等の収入状況を届け出ます。
家計急変継続審査 (1月)	家計急変による高等学校等就学支援金の受給継続のため、現在の保護者等の収入状況を届け出ます。

就学支援金制度 Q&A

Q1 令和5年4月から6月分の審査結果や支給額は確認できますか。またどのように支給されますか。

審査が完了した場合は、e-Shienにログインし、審査結果（認定または不認定）を確認することができます。支給額等の審査結果については、後日学校を通じて紙で通知します。

また、就学支援金は、申請者に代わって学校が受け取ります（代理受領）。就学支援金の充当方法は学校により異なりますので、審査完了後の就学支援金の充当時期や方法については、在学校にお問合せください。

Q2 e-Shienで確認したところ、不認定になっていました。もう一度申請してもよいですか。

現在確認できる審査結果は、令和5年4月から6月分に対するものです。令和5年7月分以降は、今回の不認定の判定に用いたものとは別年度（令和5年度）の課税情報を用いるため、もう一度申請いただくことが可能です。なおこの場合、継続受給のための手続きではなく、新規の申請として手続きを行います。そのため、4月と同様「受給資格認定申請」の手続きを行う必要があります。

Q3 申請後に税更正の手続きを行いました。審査結果や支給額は変更となりますか。

収入の修正申告や税額の更正決定により区市町村民税額に変更があった場合には、支給額が変更となることがあります。必ず速やかに（税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内）学校に連絡してください。

注意事項

収入状況提出方法は“3種類”

01 個人番号(マイナンバー)カードを使用した自己情報提出

～マイナンバーカードを読み取る場合は、こちらを選択～



可能な限り、この方法によりご提出ください。提出時は、申請日をカレンダーから選択します。

02 個人番号(マイナンバー)の入力

～マイナンバーの手入力の場合は、こちらを選択～



「受給資格認定申請」等で既にe-Shienにマイナンバーを手入力したことがある場合、再度の入力が不要な場合があります。

03 システム外で個人番号(マイナンバー)カードの写し等を提出

～個人番号(マイナンバー)が不明な場合等で、紙の課税証明書を提出する場合は、こちらを選択～

東京都では個人番号(マイナンバー)カードの写し(コピー)の提出は受け付けていません。すでに令和4年度の課税証明書を提出した方も、令和5年度の課税証明書の提出が必要です。紙の課税証明書は在学校に提出してください。締切等の詳細は学校までお問合せください。

8月になったけれど、継続意向登録のボタンが押せない…等お困りの場合

お問合せはこちら

東京都私学就学支援金センター
☎ 03 - 5227 - 1255
平日 午前9:15～午後5:00

○ 申請内容に不備があった場合等、ご確認のためご連絡をさせていただく場合があります。